

(様式B 1)

南予地域医療連携ネットワークシステム 「きさいやネット」運用規程【調剤薬局用】

(目的)

第1条 きさいやネットは、地域の関係機関（医療機関、訪問看護ステーション及び調剤薬局）が、患者の同意のもと、各関係機関のインターネットができるパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」という。）等を利用して、当該患者の市立宇和島病院（以下「当院」という。）における電子カルテ情報を閲覧するためのシステムであり、当院と連携する地域の関係機関との間で診療情報の共有をより迅速化することを目的とする。

(利用資格)

第2条 きさいやネットは、利用申請等の必要な手続きを行い、かつ当院が開催するセキュリティ研修等に参加したきさいやネット利用者（以下「利用者」という。）が利用できる。なお、利用者の監督のもと他の職員（国家資格を有する者に限る。）が利用することは差し支えない。

2 きさいやネットの管理者である市立宇和島病院院長（以下「管理者」という。）が必要と認めた場合には、地域及び利用者に例外を認める場合がある。

3 利用者は、各事業所1名（管理薬剤師）とする。

(資格の停止及び休止)

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、きさいやネットの利用資格を停止又は休止することができる。

(1) 利用者が退職又は事業所の閉鎖などにより、利用者の資格を喪失した場合

(2) 利用者がきさいやネットの利用停止又は休止を申し出た場合

(3) 利用者が本規程に違反する行為を行なった場合

2 利用者は、前項第1号又は第2号の規定により利用停止又は休止を申し出ようとする場合は、利用停止届（様式B 1 1）又は利用休止届（様式B 1 1 - 1）を提出しなければならない。

(きさいやネット利用に必要な環境)

第4条 きさいやネットを利用するために、利用者は以下の環境を整え、かつ維持しなければならない。

- (1) パソコンの設置：インターネットに接続できるパソコン又はタブレット型端末
- (2) Web閲覧ソフトのインストール：Microsoft Edge（推奨）などのインターネットブラウザ
- (3) セキュリティ対策：ウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが最新ファイルに更新されていること、OSソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていること。
- (4) ファイル交換ソフトの使用禁止：ファイル交換ソフトは、ネットワークで接続していない他のパソコンを含め、本人、家族及び従業員が使用できない環境に置かれていること。

(利用手続き)

第5条 きさいやネットの利用を希望する利用者は、利用者登録申請書／端末接続申請書（様式B3）及び利用者誓約書（様式B4）を当院医事課医事係（以下「医事係」という。）へ届け出る。

2 医事係は、利用者登録申請書／端末接続申請書（様式B3）及び利用者誓約書（様式B4）を確認及び利用者登録を行った後、利用者としてのIDとパスワードを付与する。

3 医事係職員及び当院医事課情報管理係（以下「情報管理係」という。）職員は、利用者登録申請書／端末接続申請書（様式B3）を確認し、接続予定端末の環境等を把握した上で接続先関係機関を訪問し、利用者が実際に操作する端末に接続作業を行う。また、訪問の際、利用者IDとパスワードを直接手渡す。

(利用者登録の削除及び変更について)

第6条 利用者が退職、廃業又は死亡などの理由により、きさいやネットの利用者の削除を希望する場合は、利用者削除申請書（様式B9）を医事係へ届け出る。

2 利用者の削除申請手続きを行った利用者が、再度きさいやネットの利用を希望する場合は、新たに利用者登録申請書／端末接続申請書（様式B3）及び利用者誓約書（様式B4）を医事係へ届け出る。

3 利用者の登録内容に変更が生じた場合は、利用者等登録内容変更届（様式B10）を医事係へ届け出る。

（きさいやネットの対象とする内容及び期間）

第7条 きさいやネットの対象とするカルテの内容及びその期間等は以下のとおりとする。

1 対象患者

当院からの処方箋を有効期間内（4日以内）に持参した患者であって、本人又は親族等（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族並びに後見人に限る。以下同じ。）からきさいやネットの利用に係る同意が得られている患者

2 非対象患者

遺伝学的検査（先天性対象検査のみ）実施時に当院で取得している「遺伝学的検査の説明・同意書」できさいやネット公開についての同意が得られなかった患者

3 閲覧可能な内容

当院の電子カルテ（HIS）上にある、前項に規定する患者の患者基本情報、病名、処方歴、検歴、経過表及び各種レポートを対象とする。なお、公開されている情報はあくまでも参考にとどめるものとする。

4 閲覧可能な期間

原則として、公開日から遡って3ヶ月間及び当該公開日以降1年間とする。ただし、特段の申し出がない限り、最終閲覧日から1年間、自動的に延長するものとする。

（きさいやネットに関する患者の同意及び撤回）

第8条 利用者は、きさいやネットについて患者同意説明書（様式B6）を用いて患者に説明を行い、患者同意書（様式B7）によりきさいやネットの利用に係る同意を得なければならない。

2 前条項にいう閲覧可能期間であっても、当該患者あるいはその親族等から、きさいやネットへの同意撤回届（様式B8）をもって、閲覧停止の申し出があった場合は、直ちに閲覧停止の手続きがとられる。

（きさいやネットの利用開始設定）

第9条 利用者が当該患者につき、きさいやネットの利用を開始しようとする場合は、次の各号のとおり手続きを行うものとする。

(1) 利用者は、患者あるいはその親族等に対しきさいやネットについて十分な説明を行い、患者同意書（様式B7）に署名してもらう。

(2) 利用者は、署名した患者同意書を当院薬局（以下「薬局」という。）宛てにFAXして仮手続きを行い、その後速やかに原本を薬局に提出する。

2 患者が署名した患者同意書を受領した薬局は、速やかに当該患者について公開設定を行う。

（登録患者情報の削除）

第10条 きさいやネットでの登録患者情報は、最終閲覧日より1年が経過すると自動的に削除されるものとする。

2 次の各号に定める手続きがされた場合は、登録患者情報は削除される。

(1) 患者より同意撤回届（様式A8）が提出された場合。

(2) 利用医より登録患者削除申請書（様式A5及び様式A5-1）が提出された場合。

（情報セキュリティの確保及び管理）

第11条 きさいやネットは、以下の方法によりセキュリティが確保及び管理される。

(1) 認証：証明書による認証の実施

(2) トンネリング：IPSecVPNによるトンネリング

(3) 暗号化：SSLによる通信の暗号化

(4) アクセス制御：ファイアウォールで不要な通信を遮断

(5) DMZ：ファイアウォールによる隔離区域

(6) セグメント分割：診療情報を非公開セグメントに設置

(7) 利用パソコン又は端末等の登録

(8) 全利用者のweb型電子カルテへのアクセス履歴の記録と管理者による使用状況の監視

（個人情報保護関連ガイドライン等の遵守）

第12条 きさいやネットは、以下のガイドライン等を遵守して利用されるものとする。

(1) 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」（令和4年3月一部改正）

(2) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」
(令和4年3月)

2 実際の利用にあたっては、利用者は以下の点についての管理責任を負うものとする。

(1) インターネットに接続するパソコン等は、利用申請時に登録したものに限定する。

(2) 使用パソコン等には起動パスワードを設定する。

(3) 使用パソコン等にはウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス定義ファイルが常に最新ファイルに更新されていること。OSソフトのアップデートなど、常にセキュリティ対策環境が最新の状態になっていること。

(4) Winny等のファイル交換ソフトがインストールされているパソコン等の端末及びネットワーク環境下では、絶対に使用しない。

(5) 利用者は、画面に表示された診療情報の印刷やパソコン等への保存を行わない。

(6) 関係者以外による閲覧の防止、パスワードの適切な管理など、パソコン等の使用環境には十分な配慮をする。

(7) 利用者はきさいやネットの利用にあたり、個人情報の漏えい等により個人の権利及び利益が侵害されないよう、善良な管理者の注意をもって、本規程を遵守しなければならない。

(責任分界点)

第13条 利用者の故意又は過失によって、個人情報に係る当該患者個人の権利及び利益が侵害されたことが明白な場合には、当該利用者はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(管理運用体制)

第14条 きさいやネットは、情報管理係が管理し、医事係と薬局がその運用を行う。院外からのサービスに関する窓口は医事係とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年10月1日より施行する。

附 則（平成30年9月11日一部改正）

この規程は、平成30年9月11日より施行する。

附 則（令和2年10月1日一部改正）

この規程は、令和2年10月1日より施行する。

附 則（令和3年1月一部改正）

この規程は、令和3年1月より施行する。

附 則（令和4年6月15日一部改正）

この規程は、令和4年6月15日より施行する。

附 則（令和4年10月一部改正）

この規程は、令和4年10月21日より施行する。